令和5年第1回士別市議会定例会会議録(第1号)

令和5年2月22日(水曜日)

午前10時00分開会

午後 2時09分散会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 市政執行方針及び教育行政執行方針について

日程第 3 議案第 21号 士別市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の 一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 22号 士別市長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 23号 士別市立博物館条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 24号 士別市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

議案第 25号 士別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等 に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 26号 士別市地域保育所条例の一部を改正する条例について

議案第 27号 士別市こども通園センター条例の一部を改正する条例について

議案第 28号 士別市放課後等デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

について

日程第 7 議案第 29号 士別市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一 部を改正する条例について

> 議案第 30号 士別市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条 例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 31号 令和4年度士別市一般会計補正予算(第11号)

議案第 32号 令和4年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 33号 令和4年度士別市水道事業会計補正予算(第3号)

日程第 9 議案第 34号 士別市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第 3号 令和5年度士別市一般会計予算

議案第 4号 令和5年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 5号 令和5年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6号 令和5年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第 7号 令和5年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第 8号 令和5年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第 9号 令和5年度士別市水道事業会計予算

議案第 10号 令和5年度士別市病院事業会計予算

議案第 11号 士別市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例に ついて

議案第 12号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第 13号 士別市基金条例の一部を改正する条例について

議案第 14号 士別市「私の士別・あなたのふるさと応援寄附金」条例の一部を 改正する条例について

議案第 15号 士別市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について

議案第 16号 士別市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

議案第 17号 士別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 18号 士別市中小企業振興条例の一部を改正する条例について

議案第 19号 士別市朝日地域交流センターの指定管理者の指定について

議案第 20号 士別市朝日農業者トレーニングセンターの指定管理者の指定につ

いて

散会宣告

出席議員(15名)

副議長 村 上 緑 一 君 2番 石川陽介 君 1番 中山義隆君 3番 湊 祐介君 4番 奥山 かおり 君 加納 由美子 君 5番 6番 7番 西川 剛君 8番 佐藤 正君 9番 真 保 誠 君 10番 喜多武彦君 陽君 11番 谷 君 12番 大 西 守 13番 十 河 剛 志 君 14番 山居忠彰君

議長 15番 井上久嗣君

出席説明員

市長渡辺英次君副市長法邑和浩君

総務部長 大橋雅民君 市民自治部長 藪中晃宏君

健康福祉部長 東川晃宏君 経済部長 鴻野弘志君

建設水道部長 千葉靖紀君

教育委員会 長 教育委員会 生涯学習部長 三 上 正 洋 君 中峰寿彰君 市 立 病 院副 管 理 者 市 立 病 院 経営管理部長 三 好 信 之 君 中舘佳嗣君 農業委員会事務局長 農業委員会長 保科隆志君 秀忠君 監 査 委 員 長 監查委員 浅利知充君 四ツ辻 秀 和 君 事務局出席者 議会事務局総務課長 議会事務局長 穴 田 義 文 君 岡崎忠幸君 議 会 事 務 局総務課主任主事 議会事務局総務課主査 中井聖子君 駒井靖亮君

(午前10時00分開会)

○議長(井上久嗣君) 令和5年第1回定例会が招集されましたところ、本日の出席議員は全員であります。

ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

〇議長(井上久嗣君) 本定例会の会議録署名議員には、7番 西川 剛議員、8番 佐藤 正議

- ○議長(井上久嗣君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。
- **○議会事務局長(穴田義文君)** 御報告申し上げます。

員、9番 真保 誠議員を指名いたします。

本日の議事日程及び諸報告については、配信のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

- 1. 市長から送付された議案は次のとおりである。
 - 議案第3号 令和5年度士別市一般会計予算
 - 議案第4号 令和5年度士別市国民健康保険事業特別会計予算
 - 議案第5号 令和5年度士別市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第6号 令和5年度士別市介護保険事業特別会計予算
 - 議案第7号 令和5年度士別市公共下水道事業特別会計予算
 - 議案第8号 令和5年度士別市農業集落排水事業特別会計予算
 - 議案第9号 令和5年度士別市水道事業会計予算
 - 議案第10号 令和5年度士別市病院事業会計予算
 - 議案第11号 士別市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第12号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
 - 議案第13号 士別市基金条例の一部を改正する条例について
 - 議案第14号 士別市「私の士別・あなたのふるさと応援寄附金」条例の一部を改正する条例 について
 - 議案第15号 士別市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について
 - 議案第16号 士別市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
 - 議案第17号 士別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 - 議案第18号 士別市中小企業振興条例の一部を改正する条例について
 - 議案第19号 士別市朝日地域交流センターの指定管理者の指定について

議案第20号 士別市朝日農業者トレーニングセンターの指定管理者の指定について

議案第21号 士別市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正す る条例について

議案第22号 士別市長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例について

議案第23号 士別市立博物館条例の一部を改正する条例について

議案第24号 士別市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

議案第25号 士別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例 の一部を改正する条例について

議案第26号 士別市地域保育所条例の一部を改正する条例について

議案第27号 士別市こども通園センター条例の一部を改正する条例について

議案第28号 士別市放課後等デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について

議案第29号 士別市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する 条例について

議案第30号 士別市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改 正する条例について

議案第31号 令和4年度士別市一般会計補正予算(第11号)

議案第32号 令和4年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第33号 令和4年度士別市水道事業会計補正予算(第3号)

2. 監査委員から送付された報告は次のとおりである。

例月現金出納検査の結果に関する報告 10月、11月、12月分

3. 議会改革検討特別委員会から送付された議案は次のとおりである。 議案第34号 士別市議会委員会条例の一部を改正する条例について

成未分から エが中成五女只五木がり 即と以上 デる木がいこう

- 4. 議員の派遣についての報告は次のとおりである。
 - (1) 意見交換会
 - イ. 派遣場所 下表のとおり
 - ロ. 派遣期間 下表のとおり
 - ハ.派遣議員 下表のとおり

派遣期間	派遣場所	派遣議員
5. 1. 23	多寄研修センター	真保議員、石川議員、大西議員、佐藤議員、 井上議長
5. 1. 24	温根別出張所	西川議員、加納議員、喜多議員、中山議員、 村上副議長
5. 1. 25	朝日支所	真保議員、石川議員、十河議員、井上議長
5. 1. 26	市民文化センター	西川議員、加納議員、佐藤議員、中山議員、 井上議長
5. 1. 27	市民文化センター	谷議員、湊議員、山居議員、十河議員、 奥山議員、村上副議長

5.1.31 上士別構造改善センター 谷議員、湊議員、山居議員、喜多議員、 奥山議員、村上副議長

- 5. 議長会の関係については次のとおりである。
 - (1) 北海道市議会議長会道北支部臨時議長会
 - イ. 開催日 令和5年1月30日
 - 口. 開催地 旭川市
 - ハ. 出席者 井上議長、村上副議長
 - 二. 会議概要 令和5年度全国市議会議長会及び北海道市議会議長会の役員割り振り等の調製 について外2案件について協議した。
 - (2) 上川北部市町村議会議長会(1月定例会)
 - イ. 開催日 令和5年1月31日
 - 口. 開催地 音威子府村
 - ハ. 出席者 井上議長
 - ニ. 会議概要 上川北部市町村議会議長会令和5年5月定例会の開催について外1案件について協議し、情報交換を行った。
 - (3) 全国市議会議長会第114回評議員会
 - イ. 開催日 令和5年2月9日
 - 口. 開催地 東京都
 - ハ. 出席者 井上議長
 - 二. 会議概要 令和5年度本会各会計予算(案)について外2案件について協議した。
- 6. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市 長	渡 辺 英	次	副 市 長	法 邑	和 浩
総 務 部 長	大 橋 雅	民	市民自治部長	藪 中	晃 宏
健康福祉部長	東川晃	宏	経 済 部 長	鴻野	弘 志
建設水道部長	千 葉 靖	紀	市民自治部明日支所長	佐 藤	義 弘
企 画 課 長	増田晶	彦	総 務 課 長 (併)選挙管理 委員会事務局長	半 澤	浩 章
総務課危機管理監 (併)選挙管理 委員会事務管理監	阿部	弘	財 政 課 長	佐 藤	寛之
自治環境課長 兼バイオマス資 源堆肥化施設長	青木伸	裕	市民課長	丸	徹 也
税 務 課 長	水留啓	諭	環境センター 所 長	今 井	博明

朝 日 支 所 地域住民課長 (併) 地域教育 課 長	庄	司	伸	_	朝日支所経済建設課長	岡	田	詔	彦
上士別出張所長 兼上士別構造 改善センター 所	吉	Л	千	緒	多寄出張所長 兼多寄研の 乗多寄構造改善 をシター所長	冏	部	也、	
温根別出張所 兼温根別出 ま は り が ル は り が ル を り り り り り り り り り り り り り り り り り り	佐々	水木	憲	也	福祉課長	ЛП	原	広	幸
こども・子育て 応 援 課 長	瀧	上	聡	典	保育推進課長	東	JII	由	美
介護保険課長	青	木	秀	敏	地域包括ケア 推 進 課 長	岡	田	英	俊
保 健 福 祉 センター所長 兼成人病健診 センター所長	佐	藤	祐	希	いきいき健康 センター館長	島	田	英	貴
農業振興課長	藤	田	昌	也	農業振興課耕地管理監	喜	多	伸	光
畜産林務課長	徳	竹	貴	之	商 工 労 働 観 光 課 長	阳	部		淳
都市整備課長	佐々	木		誠	都市整備課土木管理監	村	田	雄	大
都市整備課建築管理監	峯	垣	智	岡川	都 市 整 備 課 上下水道管理監	山	下	正	明
都市マネジメント 課 長	土	田		実	施 設 維 持 センター所長	輿	水	賢	治
会計管理局長	坂	本	洋	紅	農業振興課副長	市	橋	信	明
商工労働観光課 副 長	佐	藤	政	臣	施 設 維 持 センター副長	庄	野	幸	治
教育委員会 表	中	峰	寿	彰	教 育 委 員 会 生涯学習部長	=	上	正	洋
教 育 委 員 会 学校教育課長	須	藤	友	章	教 育 委 員 会 東 高 等 学 長 事 務	河	П	光	輝
教 育 委 員 会 学 校 給 食 センター所長	古	Ш		優	教育委員会 社会教育課長	武	山	鉄	也
教育委員会中央公民館長兼市民文館長センター館長	千	葉	真点	美美	教育委員会 図書館長 兼生涯学習情報 センター所長	岡	崎	浩	章

教 育 委 員 会 博 物 館 長 兼公会堂展示 館 長	大 €	留義	幸	教合ス推 兼総ス	坂	本	英	樹
教育委員会学校教育課副長	友日	日正	樹	教 育 委 員 会 社会教育課副長	佐	藤	和信	圭子
教育委員会 中央公民館副長 兼市民文化 センター副長	森日	田智	子	教育委員会 図書館副長 乗生涯学習情報 センター副長	藤	田	昌	宏
教合ス推総合体一別 副副流	上丿	I	学	教 育 委 員 会 地域教育課副長	黒	沼	淳	_
病院事業副管理者	三女	子 信	之	市 立 病 院 経営管理部長	中	舘	佳	嗣
市 立 病 院 経営管理部次長	池目	Ħ	亨	市 立 病 院 医 事 課 長	田	上	泰	成
市 立 病 院総務課副長	水木	寸 友	博	市 立 病 院総務課主幹	木	島		啓
農業委員会	保和	斗 隆	志	農 業 委 員 会 会長職務代理者	上	野	浩	二
農業委員会事務局長	林	秀	忠	監 査 委 員	浅	利	知	充
監 査 委 員事 務 局 長	四ツぇ	土 秀	和					

7. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局総務課長 議会事務局長 穴 田 義 文 岡崎忠幸 駒 井 靖 亮

議会事務局総務課主査 中井聖子 議 会 事 務 局総務課主任主事

以上報告する

令和5年2月22日

士別市議会議長 井上 久嗣

○議長(井上久嗣君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から3月17日までの24日間と決することに御異議 ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上久嗣君) 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月17日までの24日間と決定いたしました。

○議長(井上久嗣君) 次に、日程第2、市政執行方針及び教育行政執行方針についてを議題に供します。

初めに、市政執行方針の説明を求めます。渡辺市長。

○市長(渡辺英次君) (登壇) 令和5年第1回士別市議会定例会の開会に当たり、新年度の市政 執行に対する私の所信を申し上げさせていただきます。

国内で初めての感染者が確認されてから3年以上が経過をした新型コロナウイルス感染症については、この間、市民や事業者の皆様に感染拡大防止への御理解と御協力をいただきまして、心から感謝を申し上げます。皆様の御協力の下、停滞していた社会経済活動も動き出し、ようやくウィズコロナ、アフターコロナの時代へと移りつつあると実感しているところであります。新年度におきましては、引き続き感染防止対策をしっかりと行った上で、多くの市民の皆様に生きがいを感じて暮らしていただけるよう、各種イベントや交流事業の再開に取り組みます。昨年から続く食品類をはじめとする値上げラッシュは、今年に入ってからもとどまることを知らず、1月末における帝国データバンクの調査によると、1月から4月までに値上げされる食品や飲料は1万品目を超え、昨年同時期のおよそ2倍のペースで推移しています。

また、先月の26日には、北海道電力が約35%の値上げを国に申請するなど、私たちの生活は 厳しさを増す一方です。

こうした状況をしっかりと見極めながら市民の皆様の生活を守っていくため、国や道の動向 を注視しつつ、スピード感を持って適時・適切な対策を講じます。

本市は、明治32年、最北にして最後の屯田兵のたくましい力によって、鬱蒼たる原野に開拓のくわが下ろされました。今後も私たちには、次世代を生きる子供たちのためにも、先人から受け継いできた開拓者精神と地域への誇りを共有しながら、豊かで明るい未来の創造に全力で取り組む使命があります。

そのため、まちづくり総合計画に掲げる基本施策と、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の3つの重点プロジェクトに取り組みながら、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、併せて令和3年度から5年間の財政健全化実行計画の検証を行いながら、歳出の見直 しを図るとともに、老朽化が進む公共施設については、将来的な利用需要や維持管理費の変化 を視野に入れつつ、最適化に向けた取組を加速させます。

私が掲げた38項目からなる公約についても、令和4年度からのまちづくり総合計画実行計画 にしっかりと位置づけるとともに、その全てについて実施、または実施に向けた調査・検討を 進めているところでありますが、この間の成果をしっかりと各施策に反映させ、さらに見直し を図りつつ取組を進めます。

新年度の予算編成についてです。

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、長期化するロシアのウクライ

ナ侵略の影響による燃料・物価の高騰や急激な為替変動など、社会経済情勢は極めて不透明な 見通しにあります。そうした中で、国の新年度予算は、新しい資本主義の加速による日本経済 の再生に向けて策定された物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策に基づく令和4年 度第2次補正予算と一体として編成するものとしています。

新年度の地方財政対策については、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の増加が 見込まれることから、財源不足額が前年度比5,659億円、22.1%の減となり、前年度に引き続 き臨時財政対策債の折半対象財源不足が解消されるとともに、地方の安定的な財政運営に必要 な一般財源総額は、前年度を上回る確保がされたところです。

本市における新年度予算編成は、まちづくり総合計画の着実な推進とともに、社会経済情勢の大幅な変動などから、計画2年目にして財政推計と具体的方策の一部見直しを行った財政健全化実行計画に基づき、投資的経費を確保しながら燃料・物価高騰等への対応を踏まえた編成としています。

とりわけ、6月以降に予定される電気料金の値上げなどにより、さらに厳しさを増す市民生活や市内事業者の経営状況を鑑み、水道料金改定の軽減策を1年間延長する判断をしたところです。

また、国の動きに歩調を合わせ、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した自治体DXの推進や、こども家庭庁創設に伴う新たなこども政策をはじめ、人への投資としての若年層への新たな支援などのほか、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る中で、市民が豊かにいつまでも安心して暮らせるまちの具現化に向けて、安全・安心なまちづくりと、地域経済の好循環による持続可能なまちづくりを見据えた予算編成としているところです。

以上、申し上げました市政運営の基本的な考え方の下、新年度に進める施策や事業を構築したところであり、具体的にはまちづくり総合計画の基本目標に沿ってその概要を申し上げます。 最初に、健やかで豊かな心育むまちづくりの分野の、まずは医療についてです。

安心して自分らしく暮らし続けられるまちづくりに向けては、人口減少・少子高齢化に伴う 医療需要の変化に対応し、持続可能な医療体制を地域全体で連携して担っていくことが重要で す。

名寄市立総合病院と設立した連携推進法人においては、医療機器や医薬品の調達を共同で行うことにより交渉力を強化するとともに、新たに導入した電子カルテシステムにより医療・介護・生活支援を一体とした地域包括ケアシステムの基盤として活用するべく、さらなる情報連携を深めてまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応については、先般、国において感染症法上の分類を2類から5類に移行する決定がされたところであり、引き続き国や道の感染予防対策と足並みをそろえつつ、診療体制の確保に努めます。

令和7年度までを計画期間とする市立病院経営改革プランについては、国のガイドラインに 基づき、医師の働き方改革や新興感染症への対応に加え、地域の中での役割・機能を最適化し ていく機能分化・連携強化に主眼を置いた経営強化プランとして見直しを図り、ウィズコロナ へ向け、地域の実情を踏まえながら、将来の医療需要を見据えつつ持続可能な地域医療体制を 確保する取組を進めます。

次に、保健・健康づくりについてです。

早期発見・早期治療により死亡率を減らす各種がん検診については、日中の予約が困難な方などの利便性の向上を図るため、WEB予約システムを導入するとともに、コールセンター業務の委託も含め、24時間受付を可能とすることにより、受診率向上を目指します。

出産後の育児等に関する不安解消を図る産後ケア事業のニーズが拡大していることから、産 後間もない時期や、特に育児支援を要する1歳までの時期に安心して利用できるよう、利用回 数を3回から5回へ拡大します。併せて市民の健康増進を図り、健康づくりの取組を一層推進 するため、第2期健康長寿推進計画を策定します。

食の大切さの理解を深め、心身の健康と豊かな心を育み、食育をさらに推進するため、第4次食育推進計画を策定します。

次に、福祉・介護・社会保障についてです。

地域包括ケアシステムの深化に向けて、ICTを活用したネットワークシステムの導入による医療と介護の連携を2か年計画で進めますが、新年度は、市内の医療機関や介護サービス事業所と、現在の課題やシステム構築に向けた意見交換を行います。

心身障がい者ハイヤー料金等助成事業について、利用助成券が不足する方も少なくないこと から、試行的に支給枚数を増やすこととし、使用状況を検証する中で、必要な支援を検討して いきます。

不足している介護従事者の確保・定着に向けた施策を継続する中で、介護事業への就労理解を進めるため、介護に関する基礎知識習得のための入門的研修を実施するとともに、国に対しても引き続き介護従事者の処遇改善について強く要望をしてまいります。

令和6年度を始期とする第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、第5期障がい者福祉基本計画、第7期障がい者福祉実行計画を策定するとともに、7年度を始期とする第5期地域福祉計画の策定に向けて、市民の福祉に対する意識を把握・検証するアンケートを実施するなど準備を進めます。

北海道医療給付事業における指定訪問看護自己負担限度額については、本市独自での拡大助成を行い、対象者の負担軽減に努めます。

国民健康保険については、子育て世帯への支援を強化するため、国と歩調を合わせて出産費用の実態に即した出産育児一時金の増額を実施するほか、引き続き特定健診や特定保健指導、 生活習慣病の重症化予防に取り組むことで、被保険者の健康の保持、増進に努めます。

次に、子ども・子育て支援についてです。

昨年6月の児童福祉法の改正により、市町村には、令和6年4月1日までに妊産婦や子育て 世帯、子供への包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置が求められています。こ のセンターは、要保護児童や虐待等への対応を担う家庭児童相談室と、妊娠期から子育て期に わたる切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターの機能を一体化させたもので、今後、 来年4月の開設に向けて準備を進めます。

先月の第1回臨時会において可決いただきました出産・子育て応援交付金事業については、 2月1日に対象と見込まれる方へ申請書を発送し、順次支給を行っています。引き続き妊産婦 の経済的負担軽減と併せて、妊娠期から出産、子育てまで一貫した相談、支援の充実に努めま す。

次に、教育についてです。

少子高齢化の進行やグローバル化の進展などにより、人々の価値観や生活様式が大きく変化している中、子供たちが豊かな人生を切り開いていくためには、自らのよさや可能性を自覚し、多様な人々と連携していくことが大切です。そのため、各学校段階において個別最適で協働的な学びによる学校教育の推進に努めるとともに、望ましい人間関係を築く力を育むことにより、いじめや不登校への対応にも積極的に取り組みます。

国が策定した学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインでは、中学校のスポーツ・文化部活動を地域に移行する方針が示されています。本市においても、将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる体制を整えるため、学校やPTAをはじめ各種団体や地域住民と行政が関わる協議会を設立し、今後の方策について検討を進めます。

高等学校の魅力化に向けては、翔雲高校、東高校それぞれの特徴を生かした学校運営を基本に、さらに魅力的な高校づくりを推進します。とりわけ翔雲高校については、より高度な学習機会等の提供を目的とした探究学習や部活動への専門家の招聘、効果的な学校PRを行うための学校パンフレット作成などにも支援を拡充します。

次に、生涯学習・文化・スポーツについてです。

令和4年度において、社会教育事業の効果をさらに高めるため、こども夢トークをディスカッション形式にしたほか、まちづくり塾を2か年にわたるカリキュラムで編成するなど、事業の見直しを実施しました。今後も市民が心豊かに生涯学び続けることのできる生涯学習のまちを実現するため、学習ニーズの把握に努め、子供・成人・高齢者の各世代に応じた魅力ある学習機会づくりに努めます。

こうした中、昭和45年度から高齢者の学びを支えた九十九大学は、来年度に全ての学生が卒業予定です。今後の高齢者の学びの機会は学び舎つくもに完全移行します。

文化活動においては、文化の担い手は市民とする文化振興条例の趣旨を踏まえ、市民総合文 化祭など市民の主体的な文化活動の促進を図るため、舞台芸術鑑賞やアウトリーチなどを通じ て、魅力ある芸術文化に触れる機会づくりに努めます。

将来に向けての社会教育施設・体育施設の在り方については、利用団体や市民の声を聞きながら、管理運営方法などについて検討を進めます。

健康・スポーツ都市を宣言しているまちとして、市民一人一人が健やかで心豊かにスポーツ を楽しむ環境づくりを進めるとともに、日常的な運動習慣の定着につながる機会を設けるなど、 市民皆スポーツの実現を目指します。

次に、防犯・交通安全・消費生活についてです。

防犯に対する意識の高揚と体制の強化を図るため、警察や防犯協会、自治会等との連携と協力の下、地域の目と声をください運動を基本とした防犯運動や啓発活動を実施するほか、青少年指導センターによる街頭指導を継続するなど、青少年の健全育成を図ります。

また、警察や交通安全運動推進委員会、関係団体との連携と協力の下、市民一人一人が交通 事故に遭わない、おこさないを基本に、交通安全教育の推進や情報発信、啓発活動を継続し、 2年連続となる交通死亡事故ゼロの実現を目指します。

悪質商法や特殊詐欺など、依然として増加を続ける消費者被害や、成年年齢引下げによるトラブルなどを防止するため、警察・消費者協会・関係機関とのより一層の連携による啓発活動や、消費者被害防止ネットワークを通じた情報提供などの取組を継続します。

次に、魅力ある活気あふれるまちづくりの分野、初めに、農業・林業についてです。

国際情勢の変化や世界的な穀物需要の不安定化により、燃料・飼料・肥料の価格が高騰するなど、農業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、引き続き関係機関と連携し、国や道へ有効な施策を要請してまいります。

また、畑作経営の安定と輪作体系維持のため、新年度においても種子馬鈴薯採取圃設置事業や甜菜作付振興事業を引き続き実施します。

とりわけてん菜については、製糖工場の立地を含め、地域経済の振興に重要な作物であることから、北海道でん菜振興自治体連絡協議会に加入する各自治体と連携を図り、さらなる作付振興などについて、国や道へ提案活動を進めます。

コロナ禍のため令和3年度から開催を見合わせていたビートまつりについて、砂糖への正しい知識の普及や消費拡大を目的に、日甜士別製糖所や甜菜振興会などの関係機関と連携を図りながら開催します。

就農研修については、北町地区で1名、朝日地区で2名の農業研修生を受け入れていますが、 今年からおのおのの地区において新規参入により就農することとなりました。今後は地域農業 の発展のために活躍されることを期待しているところです。

中士別地区で進められている道営土地改良事業について、新年度は測量と区画整理を合わせて66.5~クタールの基盤整備が予定されており、完了分を含めると全体事業計画の約33%の進捗となります。今後も関係団体と連携の下、円滑な事業の推進に努めます。

酪農と畜産振興では、世界的なコンテナ物流の停滞等による海外産粗飼料の不安定な供給実態を受け、国内産飼料への転換や市内における飼料の増産を図るなど、自給率の向上を目指すことが必要です。本市としては、畜産担い手総合整備事業の継続実施により、牧草地再整備など、将来にわたる経営基盤の強化を図ります。

綿羊振興では、良質な士別サフォークラムの生産を継続し、併せて飼養技術を次世代に継承 するための担い手対策として、引き続き研修者の受入れを実施し、飼養者の確保に努めます。

また、関係団体との連携の下、羊のまちサフォークランド士別ブランドのより一層の浸透を 図ります。

林業振興では、森林整備計画に基づき、森林環境譲与税を活用し、健全な森林資源の保全育成や担い手対策の実施に加え、未整備森林の解消を図るとともに、森林整備によるゼロカーボンシティを推進するため、士別市森林吸収源対策推進計画を策定します。

次に、商業・工業についてです。

市内の中小企業については、新型コロナ感染症や燃料・物価高騰など、依然として厳しい経営状況下にあることから、商工業振興審議会での検討結果や中小企業振興条例に基づく事業内容の効果・検証結果を踏まえ、雇用をはじめとする経済対策による支援に努めます。あわせて、さらなるにぎわいづくりや雇用対策などの取組を強化するほか、事業者の新商品開発や新たなサービス提供などに対する支援の拡充を図ります。

新たな視点により令和4年度から実施した地域循環型住宅リフォーム促進事業は、1年間の効果・検証を行い、ゼロカーボンの推進や市内経済の循環に資する取組として継続実施します。 着手から2年目を迎える地域経済循環分析は、基礎データを活用した経済波及効果シミュレーションなどの分析を進め、より有効な施策の展開につなげます。

このほか、コロナ禍により全国的に倒産する企業が増えていることから、商工会議所・商工会、市内金融機関により設置した事業承継検討委員会において、本市の各事業所の状況を注意深く見守るとともに、相談体制の強化を図ります。

次に、観光についてです。

昨年10月から入国者数の上限が撤廃され、個人旅行客の入国も解禁されるなど、観光分野に おいては、いち早くコロナ禍からの脱却が進んでいます。

国内においても、全国旅行支援やイベント割の実施などもあり、観光需要はコロナ禍前に近い状況に戻りつつあります。

本市においても、道の駅の来館者数が開業から60万人を超え、マイクロツーリズムによる近隣への旅行需要もさらに見込めることから、引き続き効果的な魅力発信に努め、観光客の増加を図ります。

観光イベントについては、従来の形式での開催を基本として準備を進めるとともに、新たに 羊や豚、牛など肉類の生産が盛んな本市の特色を生かし、士別産の肉を中心とした料理イベン トについて、関係機関との協力により実施をする予定です。

このほか、1市3町で構成する着地型観光推進協議会による観光誘致のほか、広域連携を積極的に推進します。

また、台湾を中心とする外国人観光客誘致についても、日台親善協会など関係機関との協議の下、本市のPRに努めます。

次に、合宿や企業誘致についてです。

合宿の聖地を目指す取組として、合宿の里士別推進協議会をはじめとする関係団体との連携を図りながら、充実した合宿環境の提供に努めるとともに、合宿選手と市民が触れ合う機会の拡大を図ります。

本年は、全国高等学校総合体育大会ウエイトリフティング競技が本市で開催されるところであり、地元選手をはじめ参加する全ての選手がおのおのの力を発揮できるよう準備を進めるとともに、全国各地から訪れる方々におもてなしの気持ちを伝えられる大会の運営に努めます。

企業誘致については、今後も積雪寒冷や災害に強い広大な土地を有する地域特性を生かし、 市場調査を行いながら誘致と技術開発に向けた取組を推進するとともに、引き続き地域に配慮 した特定遊休財産の利活用に向けて提案活動を展開してまいります。

立地企業については、包括連携協定を締結した各企業はもとより、市内のあらゆる業態と連携しつつ、お互いが有する資源を有効活用することで、地域の持続的な発展に取り組みます。

次に、雇用・勤労者福祉についてです。

労働人口の確保と季節労働者の通年雇用化のため、雇用支援制度などの活用を促進します。 また、慢性的な人員不足の影響を緩和するため、本市の雇用状況などについて、継続した情報収集を行いながら雇用環境の整備に努めます。

次に、環境・エネルギーについてです。

2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、管理森林の計画的な整備・保全とともに、市民・ 事業者・行政が一体となって省エネルギー行動を推進するための地球温暖化対策実行計画について、4月1日からの施行を目指してパブリックコメントを実施中です。

新年度においては、この計画に基づき、カーボンクレジットや地域に合致した再生可能エネルギーの活用に向けた調査・研究を深めるとともに、広報での市民周知や子供たちによる植樹イベントなどを通じて、地球温暖化対策に向けた意識を醸成します。

また、地域環境の保全を目指し各種施策を展開し、ごみの減量化、資源化を推進するとともに、環境センターの安定運営に努めます。

次に、公園・緑地・河川についてです。

公園緑地については、公園施設長寿命化計画及び整備方針に基づき、遊具の更新と施設の維持補修を行うほか、5年ごとに実施する公園施設健全度調査を経て、計画を更新します。

また、緑の基本計画に基づく公園内の樹木整備、維持保全を進め、併せて都市計画道路の街路樹の補植を行いながら、適正な維持管理と景観の保持に努めます。

河川については、豪雨などによる災害発生防止に向け、流れを阻害する樹木の伐採や河道整備などの治水対策を継続します。

次に、住宅・情報通信についてです。

公営住宅については、公営住宅等長寿命化計画の見直しにより、将来の人口減少や財政健全 化実行計画、公共施設マネジメント基本計画を反映した、本市に見合うストック量を設定する とともに、将来的な住棟の解体や建て替えに向けて入居者移転を継続実施します。

施設管理については、屋上防水改修など、予防保全的な維持管理に努めます。

また、新たな住宅施策として、郊外に居住する高齢者が安全・安心な生活を送れるよう、冬期間市街地で生活をする季節移住について、本格実施に向けて実証事業を行います。

情報通信分野においては、光回線網の整備により全市的に大容量データ通信が可能となったことから、引き続き市民の利活用の促進をはじめ、遠隔地における行政サービスの提供など、市民の利便性の向上を目指し、デジタル社会への対応に努めます。

次に、上水道・下水道についてです。

上下水道事業については、それぞれの経営戦略に基づき、ライフライン機能の確保と長寿命 化を考慮した施設更新・修繕等に取り組み、効率的なインフラ整備を継続します。

上水道では、安全・安心な水を安定供給するため、浄水施設の機器設備更新や、災害避難所までの耐震管整備を実施し、下水道では、下水道ストックマネジメント計画に基づく水処理施設の機器更新や、合流下水道の分流化を実施します。

また、施設の老朽化や水需要の低下など、厳しい経営状況を改善するため、昨年10月に料金 改定を実施した上水道経営については、引き続き持続可能な経営基盤の強化を図るため、一般 会計繰入協定の見直しや経費削減策に取り組み、効率的かつ効果的な事業運営に努めるととも に、安全・安心な水を供給します。

下水道事業については、令和6年度の地方公営企業法適用に向け、会計システムの導入や例 規整備など、スムーズに企業会計に移行できるよう準備を進めます。

次に、道路についてです。

生活道路の整備や舗道改修を進めるほか、トンネル長寿命化近接目視点検を実施し、茂志利トンネルの照明を順次LEDに更新するために、トンネル照明更新調査設計を実施します。

また、橋梁の近接目視点検、長寿命化補修工事を継続実施して、令和6年度以降のために4 橋の橋梁長寿命化実施設計を行います。

道道士別滝の上線朝日市街地道路整備については、早期完成に向けて道と連携を図るととも に、事業促進要望を継続します。

北海道縦貫自動車道士別剣淵・名寄間については、国が主体となって事業が進められています。今後も期成会としての活動を中心として、名寄市立総合病院への緊急搬送に不可欠な命の道や、災害時における代替道路の役割をもつ高規格道路の早期完成と、士別・剣淵インターチェンジから和寒インターチェンジ間の4車線化について、国や関係機関への要請を強化します。次に、市民の力で未来へ歩むまちづくりの市民参画・協働についてです。

市民参加条例に基づき、市民が市政に参加する機会を確保するため、各種審議会や協議会などを継続して実施するほか、市民と行政のつながりを深化させ、協働のまちづくりを進めます。 次に、人権・男女共同参画についてです。

いじめなどの根絶に向け、互いの人権を尊重し合う豊かな心を醸成するため、啓発活動や相

談窓口の充実を図ります。

全ての市民が生き生きと自分らしく暮らすため、男女共同参画推進条例や男女共同参画行動 計画に基づき、多様な働き方など男女平等の意識啓発のほか、ジェンダー平等への理解促進な どに継続して取り組みます。

また、令和6年4月から困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されることを受け、DVや貧困など社会生活を営む上で様々な困難を抱える女性への相談・支援体制を拡充するため、庁内の体制整備を進めます。

次に、コミュニティーについてです。

地域活動の活性化と地域力が発揮できるコミュニティーづくりを目指して、自治会連合会と の連携の下、花いっぱい運動などの自治会活動や加入促進について支援するとともに、避難共 助計画の策定に向けた取組を推進し、より一層市民が安全・安心に生活できるよう努めます。

次に、地域間交流・移住についてです。

友好都市である愛知県みよし市との交流については、来月みよし市の女子ミニバスケットボールを受け入れるとともに、新年度において本市の選手を派遣するほか、昨年から再開された 士別市産業フェアと産業フェスタみよしへの相互参加などを通じて市民交流を推進します。

絆づくり協定を締結している福島県川内村とは、コラッセ夏学校の開催を通じ交流を深めてきましたが、コロナ禍の影響により3年にわたって中止を余儀なくされた中、ICT端末を活用したオンライン交流を行ってきました。本年は4年ぶりに児童が来市する予定であり、本市児童と一緒に学校生活を送るなど、より交流を深めてまいります。

また、協定締結から10年の節目を迎えることから、市内の関係団体と連携し、イベント参加など、お互いのまちを訪れる記念交流事業を行います。

国際交流については、コロナ禍で中止となっていた姉妹都市ゴールバーン・マルワリー市へ の高校生の短期留学派遣を再開します。

移住・定住政策については、移住ナビデスクに配置している移住・定住を支援するコーディネーターが中心となって、移住希望者などへの情報発信や総合相談を継続します。

地域づくり活動に意欲のある若者を都市部から募り、その定住・定着を図る地域おこし協力 隊制度を引き続き活用するとともに、隊員同士や関係者との交流機会の提供や相談体制の充実 等、隊員に寄り添った支援を強化し、移住者・定住者の増加に努めます。

さらに、季節ごとの魅力体験と交流機会を提供するお試し移住体験と交流の場創出事業を継続するほか、都会を離れ地域での生活を希望する方の移住先や学生の就職先の選択肢となるよう、ふるさとワーキングホリデーを新たに実施します。

また、市内に居住し働く若者を対象に、返還する奨学金を支援する制度を創設し、若者の定住及びUIJターンを促進します。

次に、都市計画・交通についてです。

都市計画については、将来の人口規模を見据えた都市づくりを進めるため、都市計画マスタ

ープラン及び立地適正化計画に基づき、コンパクトタウンへ向けた住みやすく持続可能な市街 地構造の形成を目指します。

交通については、地域公共交通網形成計画に基づく持続可能なネットワークの構築に向け、 次世代モビリティ推進会議において、将来を見据えた高度化に取り組みます。また、市内交通 事業者と締結した次世代モビリティビジョンに基づきながら、新たな生活様式への対応や持続 可能な公共交通の提供に向けた取組を進めます。

JR北海道の路線維持については、宗谷本線活性化推進協議会での協議を基本として、道や 関係機関と十分に連携を図る中で取り組みます。

次に、防災・消防・救急についてです。

地域防災力の向上と災害に強い安心な地域づくりを進めるため、自助・共助の意識向上を目的とした水防研修会を実施するほか、災害時備蓄計画に基づく備蓄資機材等の整備を継続します。

消防・救急については、消防団員の確保に努めるとともに、市民に対する防火意識の啓発を 図ります。

また、さらなる高齢化の進展などにより救急救命活動が増加傾向にあることから、1市3町がより連携し、消防力の向上を目指します。

次に、行財政運営についてです。

新年度で3年目となる財政健全化実行計画については、掲げた目標の達成に向けて、具体的 方策を着実に実施する中で、財政構造の改善に努めるとともに、戦略レビューにおける評価・ 検証を踏まえ、その結果を公表します。

また、暮らしの安全・安心を守る質の高い公共サービスの確保に向けて、全ての事業や施設を聖域なく点検・検証するとともに、市民の意見や提案を広く集める中で、行財政運営戦略や公共施設マネジメント基本計画を着実に推進します。

さらには、創意工夫と柔軟な発想をもって複雑化・多様化する行政課題に取り組むとともに、 簡素で効率的・効果的な行財政運営を目指し、職員個々の能力やモチベーション、組織パフォ ーマンスの最大化等を念頭に、将来を見据えた人材の育成・確保に努めます。

次に、広報広聴についてです。

まちづくり基本条例に基づく情報共有の原則をより一層進めるため、リニューアルしたホームページをはじめ、広報紙や生活情報アプリなどを活用した情報発信について、庁内連携を深めるなど、効果的で魅力ある発信となるよう努めるとともに、市長への手紙などによる広聴活動を継続します。

次に、電子自治体についてです。

市民の利便性向上に向け、オンライン手続やキャッシュレス決済など、行政のデジタル化を 推進するとともに、士別市役所デジタルトランスフォーメーション推進基本方針に基づき、さ らなるマイナンバーカードの普及促進やデジタル技術の活用による行政事務の効率化に引き続 き取り組みます。

以上、新年度の市政に挑む私の所信を述べさせていただきました。

市長に就任してから早いもので間もなく1年半となりますが、この間、私は各種会議や地域 の行事等に可能な限り足を運び、多くの方との対話を重ねる中で様々な声を聴かせていただき ました。

市民の皆様からいただいた温かいお言葉や叱咤激励をしっかりと受け止め、2年目の市政運営も全身全霊で取り組んでまいります。

さきの第4回定例会でも申し上げましたが、市政を執行する上で何よりも必要なのは人材と 財源であると考えます。引き続き国や道と密接な連携を図りつつ、トップセールスによる積極 的な財源調達に努めるとともに、元気な市役所をつくりながら職員と一丸となって市政の繁栄 に邁進していく所存です。

結びに、市民の皆様と議員各位の御健勝と御活躍をお祈りするとともに、市政に対する一層 の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げ、新年度に当たっての方針といたします。 (降壇)

〇議長(井上久嗣君) 次に、教育行政執行方針の説明を求めます。中峰教育長。

○教育長(中峰寿彰君) (登壇) 令和5年第1回士別市議会定例会に当たり、新年度における教育行政の基本的な執行方針を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う様々な対策や制限が3年以上に及ぶ中、国は感染症法 上の位置づけを見直すことを決定し、さらに3月中旬からはマスク着用などの判断も個人に委 ねることなどを示しました。また、学校に関わっては、卒業式における基本的な考え方につい ての通知があったほか、4月1日からの感染症対策については今後通知が示されることになっ ています。

この間学校教育においては、各種の感染拡大防止対策を講じながら、子供たちの学びの保障に努めるとともに、対面での授業やICT端末も活用したグループ討議など、主体的・協働的で深い学びの実現を図ってきました。併せて可能な限り伸び伸びと充実した学校生活を送ることができるよう、新たな発想や発案の下に、数々の学校行事や体験活動などを実施してきました。また、子供たちに限らず、あらゆる市民の生涯学習活動をできる限り停滞させることのないように、文化・芸術・スポーツ活動の機会確保に努めてきたところです。

今後においても、これまでの対応等を通して得た経験を基に、一層の工夫も加えながら、ウィズコロナ下にあっての教育行政の推進に努めてまいります。

一方、Society5.0時代を迎えようとしている今だからこそ、改めて個々の人間性や人と人とのつながりを大切にすることが全ての人々に求められています。とりわけ未来を築いていく子供たちには、自己効力感や向上心を有し、多様性への理解と自他を共に尊重する心をもって、豊かな人生を切り開く力を身につけてほしいと考えます。そうした力を育むためにも、

令和の日本型教育の柱とされている個別最適な学びと協働的な学びの推進に引き続き努めていくことが肝要です。併せて体験的学びや多世代間交流を中心とした社会教育を推進していくことが重要と考えます。

市民の主体的な学習活動や生涯各期の学びによる自己実現の達成に向けては、教育大綱や生涯学習推進計画に掲げる施策の推進を図るほか、そうした活動の環境基盤となる施設・設備等については、持続可能性や財政状況も踏まえながら、望ましい教育・学習環境の在り方について引き続き検討を進めます。

こうした考えの下、新年度の主要な取組について、大綱の学校教育、社会教育、スポーツ、 文化・芸術、教育・学習環境の区分に沿って申し上げます。

初めに、学校教育を基軸とする子供たちの学びと育みについてです。

新型コロナウイルス感染症に関わっては、今後とも状況の変化や新たな取組にも対応しながら、学校における安全・安心の確保と学びの保障の両立を図るとともに、児童・生徒の身体的・精神的・心理的健康の保持に努めます。

全国的な共通目標として構築を目指している令和の日本型学校教育では、児童・生徒が自身と他者を共に大切にする心を育みながら、個別最適な学びと協働的な学びを推進するとともに、ICT端末を適切かつ有効に活用する学びの展開をバランスよく実施するものとします。そのためにも、授業のユニバーサルデザイン化をはじめとする教員の研究活動を促進するほか、ICT活用に関わるプロジェクトチームなどを中心とした全市横断的な連携の強化を図り、授業力の向上やインターネット・リテラシーを含めた情報教育の充実に努めます。

特に教員の研修に関わっては、昨年7月以降の免許更新制の廃止に伴い、新たな教師の学びの姿を旗印に、各種研修による能力向上がこれまで以上に強く求められ、さらにその履修状況の把握や助言等に関しては、学校長や教育委員会が担うことからも、教育委員会職員を含めた多くの学校教育関係者が常に学び続ける意識を持ってそれぞれの役割を果たしていくことに努めます。

また、引き続き学校内外の通信環境の充実を図りながら、デジタル教科書をはじめとする各種デジタル教材の活用のほか、複数校によるオンライン授業と交流活動についての調査・研究等を進めます。

今日の学校経営においては、児童・生徒にとって充実した学校生活の実現を目指すことと同時に、教職員が心身ともに健康で、高いモチベーションの下に生き生きと働くことのできる環境づくりが不可欠となっています。こうしたことからも、学校内における組織的なマネジメントとコミュニケーションに加え、働き方に対する意識改革も進めていかなければなりません。

また、外部人材の活用や支援員等の積極的関わりによる体制の充実、さらには学校運営協議会によるコミュニティ・スクール活動を中心とした地域との連携など、様々な視点や立場からの理解と協力も得ながら、よりよい学校づくりに努めます。

児童・生徒の多様な学びに向けては、引き続き各企業・事業所等の協力の下でのインターン

シップ体験やトヨタ自動車士別試験場での視察見学、ダイハツ工業によるものづくり体験教室などの実施を予定しています。さらに、合宿に訪れている実業団チーム等によるスポーツ教室やオリンピアンによるオリンピック・オリンピアン教室についても継続実施し、子供たちがアスリートと直接対面する中で様々なことを感じて学ぶ機会の拡充を図ります。

また、農業学習や消費者教育、環境教育、防災教育をはじめ、平和や人権、男女共同参画等に関わる学習についても引き続き実施します。

授業や活動内容によって特別な支援等を必要とする児童・生徒に対して、より適切な指導と 支援を提供するため、特別支援教育支援員の充実を図るほか、言葉に関する通級指導や読み・ 書きなどに関わる専門的支援を継続実施します。また、不登校児童・生徒に関わっては、引き 続き適応指導教室ウィズでの指導員による親身な支援と指導を進めます。

いじめに関わっては、全市的ないじめ防止基本方針と各校基本方針の下、在籍校の教職員全体での対応はもとより、関係機関等との連携を深めながら、日常的な実態の把握と早い段階での対応に努めます。また、虐待やヤングケアラー等に関わる事案のほか、問題行動などに対しても児童・生徒に寄り添うことを第一に、学校はもとより教育委員会や市長部局担当に加え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも必要に応じて連携し、適時・適切な対応に努めます。

全ての子供たちに教育における機会の平等と格差の解消が実現する社会の構築に向けても、 引き続き本市の義務教育段階においては、所得による教育格差が生じることのないよう、就学 援助に関わる国の基本的取扱いや他自治体の取組などを踏まえた調査・検討を進めます。

部活動に関わって、本市ではこれまで拠点校方式の導入・拡充やガイドライン等の適宜改定 に努めてきたところですが、新年度からは国が示している段階的な地域移行に伴う取組を具体 的に進めることになります。

昨年12月には、スポーツ庁と文化庁の連名で学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインが示されたところであり、この内容を踏まえる一方で、本市における現状や活動の分野・種目の特性を踏まえ、今後の子供たちのスポーツ・文化活動の在り方について、その連続性も考慮しながら最適と考えられる形態を模索していくことが必要です。このため、学校、PTA、各スポーツ団体や文化団体、さらには地域も含めて、多様な視点と協力体制を念頭に置いた協議会を設置し、共通認識・理解の下で具体的な検討・協議を進めます。

学校給食については、栄養バランスや安全性はもとより、本年度実施した児童・生徒に対する調査の結果も踏まえ、さらなるメニューの工夫と食材を生かしたおいしい給食の提供に努めます。また、友好都市等との交流も意識したメニューや、幼稚園・地域保育園等にも提供しているふるさと給食を継続します。

併せて栄養教諭も委員を担っている食育推進市民会議等との連携の下、食育に関わる理解拡 大に努めます。 士別東高校については、名実ともに移行支援としての高校教育を実現している学校として高く評価されているところであり、生徒個々に応じた教育やベーシックスタディなど、個性や多様性を尊重し、個々の状況に対応した教育を引き続き推進します。併せて学校運営協議会を中心として地域との連携の下、地域に根差した教育活動の実践に努めます。また、支援員体制を拡充し、一層きめ細やかな教育活動を進めます。

多くの市内中学生の進路となっている士別翔雲高校に関わっては、引き続き公立学校配置計画や今後の生徒数見込みなども見据えながら、地方創生における高校の魅力化の視点に立った連携と支援を進めます。

次に、社会教育についてです。

生涯学習推進の中心的役割を担う社会教育については、SDGsの視点からも、多様な人々が相互理解の下で共生していく社会の実現に向けて、極めて重要な役割を果たすものと期待されています。特に、一人一人の自発的な学びの成果が地域社会に還元され、リカレント教育が人生100年時代における豊かな社会の構築に大きな影響を及ぼすとも捉えられています。こうした背景も踏まえ、第2期士別市人づくり・まちづくり推進計画に基づき、人づくり・つながりづくり・地域づくりを実現する社会教育の推進に努めます。

キャリア教育の役割と豊かな体験活動の場を提供してきた土曜子ども文化村事業については、 職業体験、文化芸術体験、自然活動や郷土の歴史を学ぶ体験を柱に、事業の枠組みや名称等を 含めた検討を進め、活動のさらなる充実を図ります。

長期休業時における小学生を対象としたチャレンジ寺子屋についても、引き続き各校の教職 員や士別翔雲高校生などの協力も得ながら、内容の充実に努めます。

このほか、体験を受け入れる企業や事業所をリスト化した職場体験・職場見学一覧や、出前型の体験活動プログラム集まなび☆ガイドの活用を促進し、学校の授業やPTA研修等を通じた幅広い体験活動の機会拡大を図ります。

子供たちを対象としたリーダー研修については、今日的なニーズと地域環境も踏まえながら、子ども会育成連絡協議会などとの連携の下に新たな取組を模索するとともに、コロナ禍によって中止されてきたチャレンジスクールの再開など、子供たちの多面的育成に向けた検討・協議を進めます。

中学生の意見・提言の発表機会である子ども議会を継続実施するとともに、本年度から自分の夢や発想を自由闊達に話す形に変更したこども夢トークについても、引き続き内容の充実を 図ってまいります。

青少年の健全育成に向けては、引き続き多様化する悩み事を気軽に相談できる体制づくりに 努めるほか、学校や関係機関等との連携を深め、青少年指導センターによる街頭指導や啓発活動を実施します。また、全国学力・学習状況調査や本市独自の情報通信機器の利用に関する調査の結果を踏まえ、安全で適切な利用のほか、情報通信機器に触れる時間と家庭学習に取り組む時間など、望ましい生活習慣と学習習慣の定着に向けて、子供たちのみならず家庭全体での 理解拡大を図ります。

主に勤労青年層を対象としたまちづくり塾については、本年度から2か年間でのカリキュラムとして再開し、現在は第7期の塾生11名が、本市の歴史や文化をはじめ様々なまちづくりの取組を学ぶとともに、互いの意見を交換し合うなど、交流を深めながら活動しているところです。新年度においてはさらなる学びと交流の下に、これからの士別市のまちづくりを展望した活動を進めます。

昭和45年の開学から53年を経過する九十九大学は、新年度をもってその歴史に終止符を打つところであり、最後の卒業生にも充実した学生生活を過ごしていただくとともに、本大学の足跡を振り返りつつ、今後の高齢者の学びにつないでいきたいと考えています。一方、新たな枠組みとして令和3年度にスタートした学び舎つくもについては、多くの登録と参加を得ているところであり、今後も学習ニーズの把握と工夫に努めながら内容の充実を図ります。

幅広い世代の主体的な学習活動の促進のため、マイプラン・マイスタディの周知・活用を図るほか、従前の手帳に代わって電子化された道民カレッジ連携事業についても、参加の促進などに努めます。

市立図書館においては、引き続き多様なニーズに対応した図書資料の整備を図るほか、丁寧なサービス提供と読書推進活動を中心とした各種イベント等の実施の下、図書館ボランティアの方々などの協力もいただきながら、市民にとってより身近な図書館を目指します。

市立博物館においては、特別学芸員やボランティア友の会などの協力も得ながら充実した講座の開催に努めるほか、各種企画展などを実施します。特に主要な特別企画展として、本年度は3年に1度の日本版画協会巡回展を実施しましたが、新年度はこの巡回展の通算90回目を記念とした士別展を開催する予定です。

市民の生涯学習活動の拠点である市民文化センターや生涯学習情報センターいぶきについては、これまで感染拡大防止対策を適宜見直しながらその利用促進を図ってきたところであり、 今後も業種別の施設ガイドラインを参考にしながら、できる限り多くの皆さんに利用いただけるよう努めます。

文化財に関わっては、指定文化財の保護のほか、有形・無形の文化財の継承・伝承に努める とともに、学校授業や社会教育の機会も通して、子供たちをはじめとする多くの市民の郷土愛 の醸成を目指します。

次に、スポーツの振興についてです。

新年度においては、全国高等学校総合体育大会、翔び立て若き翼北海道総体が道内20自治体で開催され、本市ではウエイトリフティング競技が実施されることになっています。円滑な競技運営に向けて十分な準備を進めるとともに、地元選手をはじめとする高校生リフターがそれぞれ好成績を収め、参加者や関係者にとってよい思い出が残る大会となるよう万全を期してまいります。

オリンピックムーブメント推進の主要事業であるオリンピックデーランについては、2年の

延期を経た本年度、関係スポーツ団体等の協力の下に、30回目の節目となる士別大会を開催することができ、6名のオリンピアン・パラリンピアンと市民など約280名が、交流しながら共に心地よい汗を流す機会となりました。

新年度は、これまでの経験や人的ネットワークも生かしながら、オリンピック・パラリンピックに込められた意義や願いを広く伝達・理解拡大していく機会として、さらにはオリンピアン・パラリンピアンとの交流機会として、本市独自での形態を基本に、内容の充実を図ってまいります。また、本事業に関連して実施しているスポーツ教室やオリンピアンによる学校での授業についても、日本オリンピック委員会や北海道オールオリンピアンズの協力を得ながら継続して実施します。

本市最大のスポーツ大会であり、市外の方々が最も多く来訪するイベントである士別ハーフマラソン大会をはじめ、陸上中長距離における主要大会となっているホクレン・ディスタンスチャレンジ士別大会や、全日本スキー連盟公認サマージャンプ大会等の各種大会についても、内容の充実と参加者の拡大を図り、市民にとって一層身近な存在となる大会運営に努めます。

あわせて、これらの大会との関連づけも含めて、多くのトップアスリートが訪れ、世界を目指して体と心を鍛える合宿の聖地となるよう、合宿の里士別推進協議会を中核とした受入れ態勢の強化・充実に傾注します。

健康・スポーツ都市宣言の下、全ての市民がそれぞれの関わり方でスポーツに親しむことや、 健康を意識した運動の習慣化など、市民皆スポーツの実現に向けて、スポーツ協会や各競技団 体等との連携を強化しながら啓発活動や支援事業を継続するとともに、健康増進やスポーツ振 興につながる取組を進めます。

新たに青少年運動能力向上事業として、実施主体となる士別市スポーツ協会への補助の下、 主に幼児から中学生までを対象に、ボール運動プログラムであるバルシューレを基本とした取 組を実施することで、子供たちの運動能力向上を図ります。

次に、文化・芸術活動についてです。

文化・芸術活動は、日々の生活に潤いや癒やしをもたらすなど、人として心豊かに過ごすために不可欠な存在です。今後も文化振興条例の趣旨を踏まえ、市民の自主的・自発的な文化活動の支援・促進に努めるとともに、その魅力を発揮できる風土づくりに努めます。

またこの3年間、数々の制約を受けてきた芸能発表活動や舞台鑑賞機会など、主催者や来場者の対応によって得てきた経験も生かしながら、以前にも増して活発な活動の促進や充実した機会づくりに努めます。

市民総合文化祭についても、ICTの活用による作品披露などの新たな取組や演目構成などに関わる工夫に加え、様々な手法の検討やアイデアを取り込みながら、日頃の活動を発表する機会の確保に努めます。

あさひサンライズホールにおいては、引き続き適切な管理運営に努める中で、充実した芸術 鑑賞機会の提供や一層の自主企画事業の展開を図り、芸術を身近に感じ取ることのできる機会 の創出や地域文化の振興に努めます。

また、アウトリーチ活動やワークショップ等による体験的な学びの下、演劇やダンスなどを介した児童・生徒の表現力の育成をはじめ、仲間と共につくり上げる意欲の醸成や自己効力感の向上を目指します。

最後に、これら各分野の教育・学習振興に向けた環境整備についてです。

学校教育に関わっては、市立学校全校に設置している学校運営協議会を中心に、地域特性を生かしたコミュニティ・スクールと地域が一体となった活動を推進することにより、学校を取り巻く課題の解決と地域の活力創出に努めます。こうした活動を通して地域力を結集し、地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりの実現を目指します。

学校における働き方改革については、本市の働き方改革推進プランに掲げる基本的取組をは じめ、校務支援システムの活用や勤務時間の客観的な把握と管理のほか、校長会等との連携の 下に、組織強化と意識改革に努めながら、支援員や相談員などを含めたチーム学校としての体 制づくりを推進します。また、生徒数の減少によって北海道教育委員会が定める基準を下回り、 事務職員が配置されなくなる学校に対して、市費による配置によって組織体制を維持し、学校 経営の安定と教員の負担の増加を解消します。

地域学校協働活動で明らかになっているとおり、教育環境の充実や地域課題の解決に向けては、市民の力や地域の力が必要なことからも、教育委員会における社会教育主事の体制充実とともに、市民の社会教育士称号の取得促進などにも努めます。

教育委員会事務局においては、学校現場での経験と知見を有する指導主事や学校教育アドバイザー、社会教育アドバイザーなどの職員と行政職員との連携の下、共同研修などを実践しながら教育行政の一層の前進に努めます。

学校施設については、児童・生徒が日中の大半を過ごす場所であることからも、安全・安心を第一に必要な整備を進めます。特に、未耐震校舎として早急な対応が求められている朝日中学校に関わっては、保護者等との協議結果も踏まえ、糸魚小学校との小中接続による義務教育学校を前提に、総合計画に基づくスケジュールを踏まえた検討を進めます。新年度においては、士別南小学校の校舎屋上防水や屋体屋根張り替えのほか各種改修工事、士別南中学校体育館の屋上防水工事などを実施します。

社会教育施設関係では、あさひサンライズホールの機械設備・舞台機構の改修や生涯学習情報センター地階の湧水対策などを実施します。また、社会体育施設関係では、朝日三望台シャンツェの大規模改修に向けた実施設計を行うほか、朝日農業者トレーニングセンターのアリーナ床の張り替えや総合体育館の屋根雪落下に対するフェンス改修など、特に安全性に関わる整備や改修等を重点に実施するとともに、適切な管理運営に努めてまいります。

新型コロナウイルスに関わって、国は感染症法上の位置づけを5類に移行し、学校では4月 1日からマスクの着用を求めないなどの考えを示しています。しかしながら、着用の具体的な 取扱いについては後日示すとされているため、学校の対応等に関してはその内容が明らかにな り次第、校長会等との協議の下に検討してまいります。

一方、コロナ禍における学びの保障の観点からも、急速に進んだGIGAスクール構想の下、 今後もICT端末等の活用がさらに進むことが見込まれる中で、リテラシーや健康面にも配慮 しながら、積極的活用を図ってまいります。

今後も訪れ得る様々な困難に対応し、住みよいまちづくりを進めていくためには、私たちー人一人が学び続け、周囲の人々との協力と信頼関係を高めていくことが必要です。さらに、将来を担う子供たちの健やかな成長を図っていくことが地域の発展には欠かせません。こうしたことからも、引き続き学校・家庭・地域・行政が一体となって、子供たちをはじめとする人づくりに力を注いでまいります。

あわせて、誰一人取り残さないことや安心していられる場所を確保していくことが世界的な 共通目標として求められています。こうした中で、子供が元気、高齢者が生き生き、あらゆる 世代が健やかで心豊かに学び続けるために、本市教育行政においても、人間力・組織力・地域 力の3つの力を高め、生かしていくという理念の下、その推進に全力を尽くしてまいります。

以上申し上げ、令和5年度の教育行政執行に当たっての基本的な方針といたします。 (降 壇)

〇議長(井上久嗣君) 以上で、市政執行方針及び教育行政執行方針を終わります。

〇議長(井上久嗣君) 次に、日程第3、議案第21号 士別市行政手続等における情報通信の技術 の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。大橋総務部長。

〇総務部長(大橋雅民君)(登壇) ただいま議題となりました議案第21号 士別市行政手続等に おける情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明 申し上げます。

国は情報通信技術を活用した行政の推進を加速するため、令和元年にデジタル手続法を定め、 その後、デジタル・ガバメント実行計画や自治体DX推進計画、デジタル社会の実現に向けた 重点計画等により、行政のデジタル化を推し進めています。

デジタル手続法においては、行政手続をオンラインにより行う行政規範となる、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律として行政手続のオンライン実施が原則化されたほか、本人確認や手数料納付もオンラインで実施可能となり、一定の要件の下に添付書類を撤廃する規定も整備されました。また、同法においては、地方公共団体に対し、条例や規則に基づく手続において、オンラインで実施できるよう必要な措置を講ずる旨の努力規定が設けられています。

本市においても、士別市役所DX推進基本方針に基づき、行政手続のオンライン化をより一層推進する考えであることから、改正された同法の規定と同様に、行政手続のオンライン実施について必要な事項を定めるため、士別市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する

条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。 (降壇)

〇議長(井上久嗣君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上久嗣君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(井上久嗣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長(井上久嗣君) 次に、日程第4、議案第22号 士別市長期継続契約に関する条例の一部を 改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。大橋総務部長。

○総務部長(大橋雅民君)(登壇) ただいま議題となりました議案第22号 士別市長期継続契約 に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本改正は長期継続契約の対象となる契約の多様化に伴い、対象を明確化し、商習慣に合った契約ができるようにするため、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。 (降壇)

〇議長(井上久嗣君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上久嗣君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上久嗣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

〇議長(井上久嗣君) 次に、日程第5、議案第23号 士別市立博物館条例の一部を改正する条例 についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。三上生涯学習部長。

〇生涯学習部長(三上正洋君) (登壇) ただいま議題となりました議案第23号 士別市立博物館 条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本改正は、博物館法の一部を改正する法律が設置主体の多様化等について規定を整備することを目的に令和5年4月1日に施行されることにより、引用条項の整理を行うため、所要の改

正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。 (降壇)

〇議長(井上久嗣君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上久嗣君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(井上久嗣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長(井上久嗣君) 次に、日程第6、議案第24号 士別市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、議案第25号 士別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第26号 士別市地域保育所条例の一部を改正する条例について、議案第27号 士別市こども通園センター条例の一部を改正する条例について及び議案第28号 士別市放課後等デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について、以上5案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。東川健康福祉部長。

〇健康福祉部長(東川晃宏君) (登壇) ただいま議題となりました議案第24号 士別市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてから議案第28号 士別市放課後等デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてまで関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

国の子供政策の新たな司令塔機能を担うこども家庭庁を設置するこども家庭庁設置法等の法令が本年4月から施行されます。この法令の施行に伴い、子ども・子育て支援法等で定める主務大臣や主務省令等が変更になるため関連する箇所について所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。 (降壇)

○議長(井上久嗣君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上久嗣君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(井上久嗣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号から議案第28号までの5案件は原案のとおり可決されました。

○議長(井上久嗣君) 次に、日程第7、議案第29号 士別市家庭的保育事業等の設備及び運営の 基準に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第30号 士別市放課後児童健全育成 事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、以上2案件を一括議 題に供します。

提案者の説明を求めます。東川健康福祉部長。

O健康福祉部長(東川晃宏君) (登壇) ただいま議題となりました議案第29号 士別市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例及び議案第30号 士別市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等が改正され、令和5年4月1日から児童福祉施設において、安全計画の策定や送迎用自動車を運行する場合の利用者の所在確認等が義務化されます。これらの改正に伴い、両条例に関係する条項の追加など、所要の改正を行うものです。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。 (降壇)

〇議長(井上久嗣君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(井上久嗣君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上久嗣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号及び議案第30号の2案件は原案のとおり可決されました。

○議長(井上久嗣君) 次に、日程第8、議案第31号 令和4年度士別市一般会計補正予算(第11号)、議案第32号 令和4年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)及び議案第

33号 令和4年度士別市水道事業会計補正予算(第3号)、以上3案件を一括議題に供します。 提案者の説明を求めます。法邑副市長。

○副市長(法邑和浩君) (登壇) ただいま議題となりました議案第31号 令和4年度士別市一般会計補正予算(第11号)から議案第33号 令和4年度士別市水道事業会計補正予算(第3号)について、関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

本補正は早期の工事発注を実施するため、ゼロ市債事業に関連する債務負担行為の追加や総合体育館の暖房経費など、当面の予算措置を要するものについて所要の補正を行うもので、以下、その主な内容について順次御説明いたします。

初めに、一般会計、民生費です。

児童福祉一般行政経費では、3年度の実績額確定に伴い超過交付となった国庫支出金の返還 金1,248万4,000円を計上しました。児童扶養手当支給事業では、2年度の実績額の再確定に伴 い超過交付となった国庫支出金の返還金101万1,000円を計上しました。

次に、商工費です。

中小企業振興条例促進事業費では、商店街活性化事業において店舗改修の申請件数が当初の 想定を上回る見込みとなったことから、100万円を追加計上しました。

次に、十木費です。

除雪対策事業費において、平年に比べ降雪量が増加し、排雪回数が当初の想定を上回る見込みとなったことから、900万円を追加計上しました。

次に、教育費です。

総合体育館維持管理事業費において、体育館屋根の落雪対策等により暖房で使用する灯油量が増加し、予算に不足が生じる見込みとなったことから、222万1,000円を追加計上しました。 なお、これらに要する財源については、財政調整基金の一般財源をもって収支の均衡を図った 次第です。

次に、債務負担行為の補正についてです。

公共工事の早期発注によって市内経済の活性化を図るため、ゼロ市債事業として市道整備事業で6路線7,680万円、道路側溝環境整備事業で2件440万円、市道簡易舗装事業で1路線420万円、街路整備単独事業と公園整備事業で各60万円をそれぞれ追加するものです。また、スキー場整備事業においては、第2リフト危険木伐採について、事前に契約することで年度当初から円滑に業務を行うため、所要の措置を講ずるものです。

次に、公共下水道事業特別会計についてです。

繰越明許費の補正については、世界的な半導体不足により資機材の調達遅れが生じ、年度内の工事完了が困難な事業について予算を繰り越して実施するため、所要の措置を講ずるものです。

次に、水道事業会計においても一般会計と同様に、ゼロ市債事業として実施するため債務負担行為を補正し、配水施設改良事業1,419万円を追加するものです。

以上、今回の補正の概要を御説明申し上げました。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。 (降壇)

○議長(井上久嗣君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上久嗣君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上久嗣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号から議案第33号までの3案件は原案のとおり可決されました。

O議長(井上久嗣君) 次に、日程第9、議案第34号 士別市議会委員会条例の一部を改正する条 例についてを議題に供します。

本案については、提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上久嗣君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上久嗣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前11時42分休憩)

(午後 1時30分再開)

〇議長(井上久嗣君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10、議案第3号 令和5年度士別市一般会計予算から議案第20号 士別市朝日農業者トレーニングセンターの指定管理者の指定についてまでの18案件については、令和5年度予算並びに関連を有する議案でありますので、これを一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。法邑副市長。

O副市長(法邑和浩君) (登壇) ただいま議題となりました議案第3号から議案第20号まで、令和5年度士別市一般会計予算案ほか、各特別会計及び企業会計予算案並びに予算案に関連する案件について、その概要を御説明いたします。

初めに、議案第3号 士別市一般会計予算から議案第10号 士別市病院事業会計予算についてです。

国は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、世界的なエネルギー・ 食料価格の高騰や景気後退懸念など、取り巻く環境は厳しさを増す中、5年度予算を、歴史の 転換期を前に我が国が直面する内外の重要課題に対して道筋をつけ、未来を切り開くための予 算として編成しました。

こうした中、本市の予算編成については、歳入において、本市の一般財源の大宗である地方 交付税では普通交付税算入公債費の増加、地域デジタル化推進などにより増額交付が見込まれ るものの、交付税の財源不足額を補う臨時財政対策債は縮小し、普通交付税と臨時財政対策債 を合わせた実質的な交付税額は前年度を下回る見込みです。

歳出においては、まちづくり総合計画の着実な推進を念頭に、市民が豊かにいつまでも安心

して暮らせるまちの具現化に向けて、安全・安心なまちづくりと地域経済の好循環による持続 可能なまちづくりを見据えた予算編成としました。

また、国の動きに歩調を合わせ、自治体DXの推進や、新たな子供政策をはじめ、人への投資として若年層への新たな支援などに取り組みます。

3年目となる財政健全化実行計画については、財政推計と具体的方策の一部見直しを踏まえ、 評価・検証・分析を重ねながら、その実効性を高め、財政構造の改善を図ってまいります。

また、昨年度と同様に除雪対策経費については、健全化実行計画期間内においては補正予算 対応としており、4年度決算と5年度普通交付税の算定確定後の第3回定例会で措置するもの です。

新型コロナウイルス感染症対策については、消耗品等の必要な予算を計上するとともに、ワクチン接種については、国の動向を注視する中で補正予算対応を想定しています。

さらに、市民生活や市内事業者の経営は、燃料・物価高騰の影響を受ける中、北海道電力が電気料の値上げ申請をするなど、さらに厳しさを増す状況等が見込まれ、水道料金改定の軽減策を1年間に限り延長する判断をしました。

この結果、予算の総額は、一般会計159億9,689万9,000円、特別会計64億7,576万5,000円、 企業会計49億5,394万4,000円、合計274億2,660万8,000円となり、4年度当初予算と比較して、 一般会計で3.6%の減、全会計総額で3.7%の減となりました。

この主な要因は、平成21年度から13年間にわたり実施した上士別地区の国営農地再編整備事業の終了に伴う本市負担金の繰上償還や、平成14年に借入れした市債の償還期間が終了した公債費の減などによるものです。

それでは、一般会計の歳出から、新規・拡大事業や特徴的な事業を中心に御説明申し上げます。

初めに、総務費についてです。

行政手続のオンライン化に向けた電子申請システムを導入するとともに、基幹システムの標準化・共通化などに取り組むデジタルトランスフォーメーション推進事業や、郊外に居住する高齢者が安全・安心な生活を送れるよう、冬期間を市街地で生活していただく季節移住の本格実施に向けた実証事業を行う季節移住対策事業、高校や地域との連携による学校の魅力向上に向けて、翔雲高校線のバスルート変更や増便のほか、部活動、探究学習、学校PRなどへの支援を一部拡大する高校魅力化支援事業を実施します。

また、市内に居住し働く若者を対象に奨学金返還支援事業を新たに実施するなど、総額7億4,936万7,000円を計上しました。

次に、民生費についてです。

社会福祉費においては、試行的に支給枚数を1.5倍に拡大して実施する心身障がい者ハイヤー料金等助成事業や、入浴サービスの利用者負担を非課税者及び生活保護世帯の場合も免除する障がい者在宅サービス事業、介護従事者の確保及び定着を図るため、介護職未経験者等の不

安払拭や就労へのきっかけづくりに向けて、基礎知識習得のための入門的研修などを実施する 介護従事者新規就労定着支援事業のほか、ICTを活用した医療介護連携ネットワークの構築 に向けて、関係機関とのワークショップやグループワークを実施する医療介護連携ネットワー ク事業を行うなど、22億9,734万円を計上したところです。

また、児童福祉費においては、全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援交付金事業について、令和4年度一般会計補正予算(第10号)と一体的に推進するとともに、こども家庭センター開設準備事業では、要保護児童や虐待等への対応を担う家庭児童相談室と、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターの機能を一体化したこども家庭センターの開設に向けた準備を進めます。

これらに生活保護費3億2,404万8,000円を合わせて、民生費全体では34億9,145万8,000円を 計上したところです。

次に、衛生費についてです。

保健衛生費では、水道事業会計補助金・物価高騰対策分として、水道料金改定の軽減策を1 年間に限り延長します。

母子保健事業においては、産後ケア事業のニーズが拡大していることから、産後間もない時期や、特に育児支援を要する1歳までの時期に安心して利用できるよう、利用回数を3回から5回に拡大します。

このほか、計画的な設備更新等を進める火葬場整備事業や屋上防水工事などを行う保健福祉センター整備事業などを計上しました。

また、清掃費では、引き続きごみの減量化・再資源化を推進するとともに、戸別収集体制を維持するほか、計画的な設備更新を進めるし尿処理施設整備事業など、衛生費全体では、18億5,862万円を計上したところです。

次に、労働費についてです。

地元高校生を対象に、北海道コンサドーレ札幌と連携した新たな事業を実施する地域雇用・ 人材確保促進事業のほか、中小企業勤労者総合福祉推進事業や高齢者の就労機会の確保と、生 きがいが充実した地域社会づくりを推進する高齢者労働能力活用事業などを引き続き実施する など、3,032万5,000円を計上しました。

次に、農林水産業費についてです。

農業費では、担い手の確保・育成対策として、農業農村担い手支援事業、農業次世代人材投資事業、グリーンパートナー推進事業などに取り組むほか、甜菜作付振興事業では、てん菜の生産振興と適正な輪作体系の確立に向けた取組を引き続き推進するとともに、3年度から開催を見合わせていたビートまつりについて、砂糖への正しい知識の普及や消費拡大を目的に関係機関との連携の下、開催します。

農業基盤整備については、5年度約67ヘクタールの基盤整備が予定される中士別地区の道営

農地整備事業の推進に向け、パワーアップ事業の活用によって農家負担の軽減を図る農業農村 整備促進費活用事業などを計上しました。

畜産の振興については、綿羊生産基盤の確立や新規飼養者の確保等により、安定した羊肉生産体制の構築や経営の安定化を図るめん羊振興事業のほか、7年度までの4か年事業として基盤整備や施設整備を実施し、資源循環型経営の確立を目指す畜産担い手総合整備事業を引き続き実施するなど、農業費全体で11億2,435万8,000円を計上しました。

林業費では、森林資源の充実と山村地域の振興に資するため、森林整備担い手対策推進補助事業や森林環境保全整備事業のほか、森林環境譲与税を活用した私有林整備などに取り組む森林整備促進事業とともに、エゾシカやヒグマ、アライグマ対策などの有害鳥獣被害防止対策事業を引き続き実施するなど、1億25万3,000円を計上し、農林水産業費全体では12億2,461万1,000円を計上したところです。

次に、商工費についてです。

低迷する地域経済の回復を図るため、4年度に着手した地域経済循環分析調査研究事業については、作成した産業連関表に基づき、さらに踏み込んだ地域内の資金の流れを把握・分析し地域内における経済循環の仕組みづくりを目指し、取組を加速させます。

併せて経済循環の仕組みづくりの一環として地域循環型住宅リフォーム促進事業を引き続き 取り組むほか、中小企業振興条例促進事業では条例を一部改正の上、地方創生臨時交付金を活 用して実施した新たなチャレンジ応援金事業の要素を取り込み、新規チャレンジ支援事業を実 施するなど、さらなるまちなかのにぎわいづくりに努めます。

観光関係では、包括連携協定を締結したレバンガ北海道や北海道コンサドーレ札幌などとの連携により、本市の特産品や観光のPRを実施する観光誘致宣伝活動推進事業や、羊肉をはじめとする地元農畜産物をPRする新たな食イベントとして、肉フェスを開催する羊のまち士別振興対策事業など、商工費全体で4億7,537万6,000円を計上しました。

次に、土木費についてです。

道路新設改良については、市道の路盤改良や舗装などの整備を進め、橋梁においては長寿命 化計画に基づく近接目視点検業務や改修工事を継続して実施するほか、茂志利トンネルの安 全・安心な通行と災害時等の消費電力抑制を目的に、緊急自然災害防止対策事業債を活用の上、 LED化に向けた調査設計を実施するなど、道路橋梁費として4億5,145万8,000円を計上しま した。

都市計画費では、公園長寿命化計画及び整備方針に基づく遊具の更新や、施設改修・点検、公共下水道事業特別会計への繰出金など、合わせて4億8,075万1,000円を計上しました。

また住宅費では、今後の公営住宅の需要に対応するため、長寿命化計画に基づく設備改修工事や予防保全に努める住宅環境整備事業のほか、中央団地屋上防水改修等を行う公営住宅ストック総合改善事業を実施するなど、1億836万2,000円を計上したところであり、土木費全体では11億2,292万9,000円を計上しました。

次に、消防費についてです。

消防署及び消防団活動に必要な資器材などを整備することにより、地域防災体制の強化を図る士別地方消防事務組合負担金のほか、防災対策推進事業では、計画的な非常食等の備蓄品購入や避難共助計画策定に向けた取組を実施するなど、合わせて5億7,784万7,000円を計上しました。

次に、教育費についてです。

教育総務費では、奨学金制度を利用する家庭の物価高騰等による負担軽減を図るため、貸付 上限額の改正と貸付対象を大学院生まで拡大する奨学資金貸付事業や、北海道教育委員会が定 める学校事務職員の配置基準を下回る見込みの学校において、学校事務を円滑に行うため事務 職員を配置する学校事務職員配置事業を実施するほか、学校、PTAや各種団体、地域住民と 行政による協議会を設立し、地域移行に向けた検討を進める部活動地域移行促進事業など、2 億3,360万3,000円を計上しました。

小学校費では、南小学校校舎屋上防水改修や屋体屋根張り替えを行うなど、2億7,848万 2,000円を計上しました。

中学校費では、南中学校の屋体屋上防水工事やバスケットゴール更新工事を実施するなど、1億2,137万円を計上するとともに、高等学校費では、1,796万2,000円を計上したところです。社会教育費では、放課後子ども教室推進事業や学校・家庭・地域連携協力推進事業、こども夢トーク推進事業、子ども議会開催事業、士別まちづくり塾事業、高齢者学習推進事業などに引き続き取り組みます。また、あさひサンライズホールの機械設備を改修するなど、4億374万3,000円を計上しました。

保健体育費では、市民スポーツ振興事業において、士別市スポーツ協会に青少年運動能力向上事業補助金を交付し、バルシューレなどを取り入れた幼少期から中学生までの運動能力向上に向けた取組を実施するほか、引き続きスポーツ合宿推進事業による合宿の聖地創造を目指します。また、朝日農業者トレーニングセンターのアリーナを改修するほか、合併特例債を活用し、6年度の朝日三望台シャンツェ全体改修に向けた実施設計を行うなど、4億8,809万9,000円を計上したところであり、教育費全体では15億4,325万9,000円を計上しました。

公債費については、平成14年度に実施した学校給食センターの改築などの大型建設事業の償還が令和4年度で終了したことから、地方債の償還元金と利子のほか、一時借入金利子など合わせ、対前年1億8,590万1,000円減となる27億3,237万2,000円を計上し、職員費では、特別職や再任用職を含めた給与費283人分など20億7,980万4,000円を計上しました。

予備費については、1,000万円を計上しました。

次に、歳入について、御説明申し上げます。

初めに、市税についてです。

市民税では、現下の経済情勢や今年度の決算見込みを踏まえた推計から、対前年2,775万5,000円減となる9億4,061万1,000円を計上しました。

また、固定資産税では、新築家屋や設備投資による要因を勘案し、対前年2,072万円増の9 億6,536万2,000円を計上したところです。

そのほか軽自動車税や市たばこ税、都市計画税などを合わせた市税総額では、前年とほぼ同額54万2,000円増の22億3,920万円を計上したところです。

地方譲与税をはじめ、地方消費税交付金、法人事業税交付金などについて、国の予算並びに 地方財政計画の収入見込額を勘案し、8億9,190万円を計上しました。

次に、地方交付税についてです。

地方財政計画における伸び率や個別算定経費を算定した結果、普通交付税については70億1,839万5,000円を計上したところであり、特別交付税の11億円と合わせて対前年比3%増の81億1,839万5,000円としました。

また、分担金及び負担金では8,871万6,000円、使用料及び手数料では4億1,414万8,000円を 計上し、国庫支出金では10億6,632万4,000円、道支出金では10億8,756万円を計上しました。

このほか財産収入では、市有財産の貸付金収入のほか、市有林立木の売払収入などで4,843 万9,000円を見込んだところです。

繰入金については、4年度に普通交付税で追加措置された臨時経済対策費8,994万1,000円を 4年度中に財政調整基金に積み立てることとしており、これを5年度で活用するため、同額を 繰入れします。

昨年に引き続き、予算編成時点での財源不足に対応するための繰入れは回避した一方で、地域福祉基金などの特定目的基金の活用を見込み、基金繰入れ全体としては2億1,504万7,000円を計上しました。

諸収入については、各種貸付金の元利収入などのほか、受託事業収入などを合わせて6億5,993万8,000円を計上し、市債では、歳出予算に計上した投資的経費の財源として8億8,740万円を計上したほか、過疎地域持続的発展特別事業のソフト分や臨時財政対策債などを合わせて11億1,050万円を計上しました。

続いて、特別会計についてです。

初めに、国民健康保険事業特別会計については、療養給付費及び高額療養費などの保険給付費で15億1,451万9,000円、北海道へ支出する国民健康保険事業費納付金で6億2,152万8,000円のほか、保健事業の実施に要する経費などを合わせて21億9,427万8,000円を計上しました。

次に、後期高齢者医療特別会計については、後期高齢者医療広域連合納付金3億5,276万8,000円のほか、事務経費と合わせて3億8,565万9,000円を計上しました。

次に、介護保険事業特別会計については、居宅介護サービスや介護老人福祉施設入所者に関する保険給付費のほか、地域支援事業では、認知症に対する支援やいきいきサロン事業を引き続き実施するなど、合わせて23億9,225万円を計上しました。

次に、公共下水道事業特別会計については、下水道施設整備事業費での合流改善事業や水処 理施設更新事業の継続実施のほか、朝日地区における特定環境保全下水道維持管理事業などを 合わせて12億4,789万1,000円を計上しました。

次に、農業集落排水事業特別会計については、農業集落排水施設管理運営事業や個別排水処理施設整備事業などを合わせて2億5,568万7,000円を計上したところです。

なお、これら各特別会計に対する財源には、それぞれ一般財源及び国・道支出金、市債等の 特定財源を充てたほか、不足する財源にあっては、一般会計からの繰入金をもって収支の均衡 を図りました。

次に、企業会計についてです。

初めに、水道事業会計についてです。

5年度においては、給水戸数を8,200戸、年間総給水量を171万立方メートルと推計し、収益的収支で収入6億6,680万9,000円、支出6億4,823万5,000円、差引額1,857万4,000円、資本的収支では収入2億868万1,000円、支出4億2,904万3,000円、不足額2億2,036万2,000円を計上しました。

以下、その主な内容について申し上げます。

まず、収益的収入についてです。

水道料金の軽減措置を1年間延長するため、営業収益のうち給水収益は3億6,398万1,000円を計上しました。軽減による減収分については、一般会計からの補助金で補塡することとし、営業外収益に8,000万円を計上したところです。収益的支出では、営業費用で5億8,816万9,000円を計上し、営業外費用の5,976万6,000円など、合わせて6億4,823万5,000円を計上しました。

次に、資本的収入についてです。

建設改良に伴う国庫補助金・工事負担金及び企業債などを合わせて2億868万1,000円を計上し、これに対する資本的支出として、東山浄水場改良事業費などのほか、企業債償還金を合わせて4億2,904万3,000円を計上しました。

なお、資本的収支不足額については、当年度分消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金をもって補塡するものです。

次に、病院事業会計についてです。

5年度においては、年間患者数を、入院 4 万515人、外来10万1,352人と推計し、収益的収支では、収入34億1,742万8,000円、支出35億5,290万7,000円、差引額 1 億3,547万9,000円の不足、資本的収支では、収入 2 億1,236万6,000円、支出 3 億2,375万9,000円、不足額 1 億1,139万3,000円を計上しました。

以下、その主な内容について御説明申し上げます。

まず、収益的収入についてです。

医業収益では、入院・外来を合わせて25億8,553万8,000円を計上し、医業外収益では、一般会計からの補助金等で8億3,188万8,000円を計上しました。

収益的支出では、医業費用で35億3,264万8,000円を計上し、医業外費用では、企業債償還利

息などで1,355万8,000円を計上したところです。

次に、資本的支出についてです。

医療機器購入費及び企業債償還金のほか、医師・看護師修学資金等貸付金などを合わせて3億2,375万9,000円を計上したところであり、これに対する資本的収入としては、企業債1億3,670万円に一般会計からの繰入金などを合わせて2億1,236万6,000円を計上し、資本的収支不足額については、当年度分消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金をもって補塡するものです。

なお、一般会計からの繰入金については、士別市立病院経営改革プラン及び士別市財政健全 化実行計画の範囲内の8億5,000万円としました。

5年度は、感染症法の見直しによる新型コロナ5類移行後の医療提供体制や入院患者の動向が不透明なことに加え、診療報酬制度では光熱水費・給食材料・委託人件費等の経費高騰をコストに転嫁できないことなどから、収益的収支において純損失が発生する見込みの厳しい予算となりました。

現在、3年度から7年度までの期間とする経営改革プランに基づき運営しているところですが、5年度においては、新たに国が示した持続可能な地域医療体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインや地域医療構想、道が策定する第8次医療計画の内容を踏まえ、経営強化プランとして見直しを図るとともに、地域医療連携推進法人上川北部医療連携推進機構との連携を深め、健全経営と常勤医師の確保に努めてまいります。

次に、予算に関連する議案について、順次御説明申し上げます。

初めに、議案第11号 士別市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本改正は、窓口での対面による印鑑登録証明書の交付申請方法に加え、個人番号カード、マイナンバーカードですけれども、を利用して、オンラインによる交付申請が可能となるよう改正するものです。

次に、議案第12号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてです。

本改正は、都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、共同住宅等の住戸を単位とした申請区分が廃止されたこと並びに 誘導仕様基準が新設されたことに伴い、当該審査事務に係る手数料を改正するものです。

次に、議案第13号 士別市基金条例の一部を改正する条例及び議案第14号 士別市「私の士別・あなたのふるさと応援寄附金」条例の一部を改正する条例についてです。

初めに、新庁舎建設事業の財源として設置した庁舎整備基金について、庁舎及び外構工事の 竣工のほか、関連する各整備事業が4年度をもって完了したことから廃止することとし、国民 健康保険高額医療費資金貸付基金については、国民健康保険の被保険者に対し、高額医療費の 支給を受けるまでの間、費用を支払うための資金として貸付けを行ってきましたが、限度額認 定証の普及による利用実績を勘案した結果、貸付制度を廃止することとしたことから、所要の 改正を行うものです。

また、士別市「私の士別・あなたのふるさと応援寄附金」条例の一部を改正する条例については、士別市基金条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第15号 士別市奨学金貸与条例の一部を改正する条例についてです。

本改正は、近年の厳しい経済情勢を踏まえ、奨学金貸与額の上限を月額5,000円増額し、大学生及び専門課程の専修学校生の奨学金を2万5,000円から3万円に、高校生及び高等課程の専修学校生の奨学金を1万円から1万5,000円に増額することによって、奨学金制度を利用する家庭の経済負担軽減を図るため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第16号 士別市スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてです。

本改正は、スポーツ施設の利用実態に即した管理運営を図るため、近年の利用実績が極めて 少ない剣淵川運動広場及び朝日運動広場について、本年3月をもって用途を廃止し、朝日テニ スコートは市民や合宿者がトレーニング・運動等に利用できる多目的広場に用途を変更するた め、所要の改正を行うものです。

次に、議案第17号 士別市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてです。

本改正は、国民健康保険被保険者が出産した場合に支給する出産育児一時金について、令和5年4月以降の出産分から、産科医療補償制度の掛金1万2,000円を加えた総額を50万円とするため、現行の基本額を8万円引き上げ、48万8,000円に改正するものです。

次に、議案第18号 士別市中小企業振興条例の一部を改正する条例についてです。

本改正は、若者や女性が事業を始める際の手厚い支援や、さらなるまちなかのにぎわい創出 支援、またコロナ禍、物価高騰など、社会情勢の変化に対応可能な事業転換の支援を行い、近 年の事業者を取り巻く状況の変化に的確に対応できる制度とするため、所要の改正を行うもの です。

次に、議案第19号 士別市朝日地域交流センターの指定管理者の指定及び議案第20号 士別市朝日農業者トレーニングセンターの指定管理者の指定についてです。

現在、指定管理者が管理運営している士別市朝日地域交流センター及び士別市朝日農業者トレーニングセンターについて、本年3月末をもって期間が満了を迎えることから、これらに係る指定管理者の選定について、指定管理者審査委員会において、これまでの事業内容及び今後の管理運営に関わる事業計画について審査の上、候補者を選定しました。いずれの施設も、令和5年4月1日から8年3月31日までを指定期間とし、それぞれ指定管理者に指定しようとするものです。

以上、令和5年度士別市一般会計予算案ほか、各特別会計及び企業会計予算案及び予算案に 関連します条例並びに一般議案について、その概要を御説明申し上げました。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。 (降壇)

○議長(井上久嗣君) 以上で、提案者の説明を終わります。

〇議長(井上久嗣君) これより、各号議案に対する質疑に入るわけでありますが、議事の都合により、質疑は後日に行うことといたします。

お諮りいたします。

本定例会は議案調査等のため、明2月23日から3月6日までの12日間は休会といたしたいと 思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上久嗣君) 御異議なしと認めます。

よって、明2月23日から3月6日までの12日間は休会と決定いたしました。 なお、3月7日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後2時09分散会)